

○ 西いぶり広域連合会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則

〔令和2年 1月31日〕
規 則 第 2 号

(趣旨)

第1条 この規則は、西いぶり広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成12年条例第14号）が例による室蘭市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第4号）第18条の規定に基づき、西いぶり広域連合会計年度任用職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号の規定に基づき西いぶり広域連合が任用する職員をいう。以下「職員」という。）の勤務時間、休日及び休暇等に関し必要な事項を定めるものとする。

(室蘭市規則の準用)

第2条 この規則の施行については、室蘭市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則（令和2年室蘭市規則第2号）の例による。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。